

第 7 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第9号事務の欄中「(26)」を「(27)」に改め、同欄(9)中「法第58条の2第5項及び」を「法第58条の2第5項、」に改め、「第59条の2」の次に「及び第60条の3第5項（法第61条の3において準用する場合を含む。）」を加え、同欄(10)中「第55条第6項及び」を「第55条第6項、」に改め、「含む。）」の次に「及び第60条の3第4項（法第61条の3において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同欄(23)中「（ただし、法第60条の3第4項（法第61条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により認可しない処分を行う場合を除く。）」を削り、同欄中(26)を(27)とし、(24)及び(25)を1ずつ繰り下げ、同欄(23)の次に次のように加える。

(24) 法第69条の2第2項の規定による報告の受理に関する事務

別表第11号事務の欄中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表第25号事務の欄中「介護保険法の規定による」の次に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、同表中第66号を第67号とし、第44号から第65号までを1ずつ繰り下げ、同表第43号の次に次の1号を加える。

<p>44 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第18条第1項の規定による認可に関する事務（同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地（同号イに掲げる土地にあつては、当該土地に係る同条第1項の権利の設定又は移転の内容が、同一の事業の目的に供するため、4ヘクタールを超える農地若しくは2以上の市町村の区域にわたる農地又はそれらの農地と併せて採草放牧地について農地法第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合に該当するときに限る。）に該当する</p>	<p>(1)及び(3)に掲げる事務にあつては八代市、玉名市、天草市、山鹿市、上天草市、(2)及び(4)に掲げる事務にあつては和水町、嘉島町、苓北町</p>
---	---

場合に係るものを除く。)

(2) 法第18条第1項の規定による認可に関する事務(同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。)

(3) 法第18条第7項の規定による通知及び公告に関する事務(同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地(同号イに掲げる土地にあっては、当該土地に係る同条第1項の権利の設定又は移転の内容が、同一の事業の目的に供するため、4ヘクタールを超える農地若しくは2以上の市町村の区域にわたる農地又はそれらの農地と併せて採草放牧地について農地法第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合に該当するときに限る。)に該当する場合に係るものを除く。)

(4) 法第18条第7項の規定による通知及び公告に関する事務(同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。)

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為(いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。)は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(提案理由)

熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたことに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。